

# **印西市いじめ防止基本方針**

**平成27年3月**

**印西市・印西市教育委員会**  
**(改定 令和2年3月)**

## 目 次

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方	· · · · 1
はじめに～印西市いじめ防止基本方針策定の目的～	· · · · 1
1. いじめの定義	· · · · 1
2. いじめの理解	· · · · 2
3. 基本理念	· · · · 3
4. いじめ防止等に関する基本的な方策	· · · · 4
第2章 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	· · · · 5
1. いじめ防止のために市及び市教育委員会が実施する取組	· · · · 5
2. 保護者としての役割	· · · · 7
3. 市民、事業者の役割	· · · · 7
4. 学校が実施すべき取組	· · · · 7
第3章 重大事態への対処	· · · · 11
1. 重大事態の発生と調査	· · · · 11
2. 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	· · · · 14
第4章 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項	· · · · 14

# 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

## はじめに～印西市いじめ防止基本方針策定の目的～

いじめ防止の対策については、市民がそれぞれの役割を自覚して、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることが求められている。学校を中心に、家庭、地域等、市全体で子供の健全育成を図り、いじめは、人間として許されない、卑怯な行為であるという認識の下、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条（地方いじめ防止基本方針）の規定に基づき、印西市いじめ防止基本方針を策定する。本方針は、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進し、「いじめのない学校・地域・市をつくる」ことを目的とする。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法第2条「定義」）

#### （1）定義に基づくいじめの判断

いじめの定義については、千葉県いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）第2条により法と同様の定義がなされている。また「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月14日改定。以下「国基本方針」という。）によって以下のように記載されている。

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）」を活用して行う。
- オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- キ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知ら

ずにはいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

ク いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し、嫌なことを言われる。
- 仲間はずし、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

## (2) 留意点

児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

(1) で挙げた「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 2 いじめの理解

国基本方針では、いじめについて以下の①～④の視点を示している。

- ① 「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起りうるものである。」
- ② 「いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。」
- ③ 「『暴力を伴わないいじめ』であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。」
- ④ 「学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、『観衆』としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていた『傍観者』の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。」

る。」

いじめがいわゆる「荒れた学校」や「問題のある学年」、「問題のある児童生徒」に固有のものではなくほとんどの児童生徒がいじめの被害者になり得ること、また加害者にもなり得ることが調査データ（いじめ追跡調査 2013－2015 平成28年6月国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター）によって確認されている。

また、「集団全体にいじめを許容しない雰囲気」を醸成するには、児童生徒への働きかけに加えて、教職員の姿勢が大きな影響を与える。教職員の振る舞いがいじめに暗黙の了解を与えたまゝ、いじめを助長したりすることが起こり得る問題を重く受け止める必要がある。

### 3 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（法第3条第1項～第3項「基本理念」）

すべての子供は、かけがえのない存在である。子供が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、そのためには、明るく、豊かな社会の実現に向けて、全市民で取り組まなければならない。

子供は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。一人一人がそれぞれの良さ、存在を認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与える。

保護者はその保護するかけがえのない子供に対して、いじめを行うことのないよう、また他の生命を大切にするよう、その子供に対して規範意識、またその他の必要なことを教える第一の存在であることを自覚しなければならない。

印西市はいじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境を市全体で醸成していくものとする。

そこで、いじめを防止するための基本となる考え方を次の通り示す。

- (1) いじめは人権侵害であり、いじめを行ってはならない。
- (2) いじめと認識しながら、見逃したり、許したりしない集団や子供社会の実現に努める。
- (3) いじめはどの学校にも、どの集団にも、どの子供にも起こるものと考える。
- (4) いじめを受けたり、いじめを受けた子供を助けようとした子供の生命及び心身の安全を最優先とする。
- (5) 子供の健全育成を図るために、いじめを特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、学校、家庭、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、広く社会全体で真剣に取り組む。

#### 4 いじめ防止等に関する基本的な方策

##### (1) いじめの防止

いじめ問題の克服のためには、第一にいじめの未然防止の観点が重要であり、学校、地域、保護者、教育委員会、関係機関等の関係者が、一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校や地域社会における教育活動全般を通じ、「いじめは決して許されないこと」の理解を深めさせ、同時に豊かな情操や道徳心、互いを尊重し合う態度や人間関係を養うことが必要である。加えて、自己有用感や自己決定の場面の設定、いじめの背景にあるストレスや環境の改善を図るために手立てについても取り組みを進めねばならない。またそれらの取り組みについての公表や、保護者・地域への啓発を並行して行うことにより、未然防止の一層の推進を図る。

##### (2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけの延長から高じて起きることを鑑み、些細な兆候を見逃さず、いじめの疑いがある場合には、すばやく「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、「学校いじめ防止対策委員会」は調査を行い、早い段階からいじめを認知することが必要である。

そのため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知など具体的な対応を図り、早期発見に努める。

また、教職員をはじめとしたいじめから子どもたちを守る大人たちのいじめに対する感度を高めるため、いじめ問題に直接携わる人材への研修や市民に向けた啓発も重要である。

##### (3) いじめへの対処

いじめの場に遭遇したり、発見した場合は、即座に通報し、または即座に停止させねばならない。

また、いじめの疑いがある場合やいじめが確認された場合は、いじめを受けたり情報を知らせたりした者の安全確保を第一とした対応を講じなければならない。「学校いじめ防止対策委員会」の招集、いじめの状況把握、指導方針の決定を迅速に行う。

同時に、家庭や教育委員会への連絡・相談を速やかに行い、事案に応じ、関係機関との連携を行う。

今後の対応については、いじめを繰り返さないための具体的な指導内容・方法を協議し、直ちに実践することが重要である。

#### (4) 家庭や地域との連携

児童生徒を見守り、いじめを防ぐためには、学校と家庭に学校の取組について周知し、連携を図ることが重要である。PTAや地域の関係団体との協議、「学校を核とした『県内1000か所ミニ集会』」等の場を積極的に活用するよう、日常的な連携を推進しなければならない。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの対応においては、必要に応じて、警察、児童相談所、医療機関、県教育委員会、弁護士等の関係機関と、適切に連携を取ることが必要である。そのためには、日常から情報交換を密にし、いじめ防止の環境づくりに努めなければならない。

## 第2章 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 市及び市教育委員会が実施する取組

市は、市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

#### (1) 市いじめ防止基本方針の策定

市は、法第12条（地方いじめ防止基本方針）の趣旨を踏まえ、国・県の基本方針に基づいて、市におけるいじめ防止のための対策を総合的・効果的に推進するため、「印西市いじめ防止基本方針」を策定する。

本方針は、いじめ防止対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処が適切に行われるよういじめ防止の全体に係る内容を盛り込む。

#### (2) いじめ防止対策委員会の設置

- ①市教育委員会指導課に、生徒指導・教育相談担当者会議を兼ねた、いじめ防止のための組織として、「いじめ防止対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を置く。
- ②同対策委員会は、定期的に（月に1回程度）、学校におけるいじめを含む生徒指導上の問題についての、情報交換及びいじめ防止等のための具体的な対策等を協議する。
- ③市教育委員会が学校からの報告を受け、重大事態と判断した場合は、事実関係の調査を行う。

#### (3) いじめ防止対策拡大委員会の設置

- ①市は法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、「いじめ防止対策拡大委員会」（以下「拡大委員会」という。）を設置する。
- ②重大ないじめ事案が生じた場合に、対策委員会の調査報告を受けて、必要に応じ、いじめ防止の対処について協議する。
- ③この会は個人情報・プライバシー保護の観点により、非公開とする。

#### (4) 市教育委員会が実施する取組

##### ①いじめ防止に関すること

- ア いじめ防止対策を推進するために必要な財政上の措置その他人的体制の整備等、必要な措置を講ずる。
- イ 教職員自らも言動に細心の注意を払いながら、様々な教育活動を通し、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ウ いじめ防止の活動に対する支援、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発に努める。
  - ・「いじめ防止強化月間」等での取組、いじめ防止リーフレットの作成・活用等

##### ②いじめの早期発見に関すること

- ア 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
  - ・教育相談室、電話相談（教育センター・指導班）、中学校区スクールカウンセラ一体制の整備、学校問題対策委員等
- イ 教職員に対し、早期発見・早期対応に向けた研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
  - ・教職員の校内研修等への講師派遣、生徒指導主任（生徒指導主事）・人権教育推進担当・道徳教育推進教師等の専門性を高める研修の実施等
- ウ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
  - ・いじめ通報相談窓口（教育センター・指導班）
- エ 定期的にいじめの把握・確認を実施するよう学校に指導・支援する。

##### ③いじめの対処に関すること

- ア いじめに対する措置
  - ・市教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援や措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
  - ・市教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを受けた児童生徒を含むすべての子供が安心して教育を受けることができる措置を講ずる。
- イ 学校の指導のあり方及び関係機関との連携による対応
  - ・いじめが起きた場合、児童生徒の安全を確保するとともに、再発防止に向けた対策を適切に行うよう学校に指導・支援する。
  - ・重大な事案が発生した場合は、関係機関と連携した対応を取ることを学校に指導・支援する。

##### ④ネットいじめに関すること

インターネットを通じて行われるいじめ（以下「ネットいじめ」という。）対策を推進

する。

- ・ネットの利用状況を把握している関係機関と連携する。
- ・ネットいじめに関する事案に対処する体制を整備する。
- ・学校教育及び家庭教育において児童生徒への情報モラル教育を推進する。

## 2 保護者としての役割

自分の子供と触れ合う中で、子供を理解し、温かく見守り、安らぎのある心の居場所としての家庭づくりに努める。

- (1) どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめの発見に努める。また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 子供のいじめを防止するために、学校や地域の人々など子供を見守っている大人との情報交換に努める。
- (3) いじめを発見し、または、いじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。
- (4) 子供がメール、LINEなどのSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）、掲示板などインターネットを利用する際には、利用状況やインターネット上での他者とのつながりについて把握するよう努める。

## 3 市民、事業者の役割

- (1) 市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という。）は、子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 子供の成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- (3) 市民等は、地域行事等で子供が自主的に参加できるよう配慮する。

## 4 学校が実施すべき取組

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織を設ける。学校は市教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

### (1) 学校いじめ防止基本方針策定の考え方

各学校は、国、県、市の基本方針に基づき、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」とい

う。)として定める。策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などいじめの防止等全体に係る年間計画・内容等を盛り込む。

また、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを、「学校いじめ防止対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直すことや、「学校いじめ防止対策委員会」の活動を具体的に明記する。

さらに、学校の取組状況について学校評価項目に設定し、各学校は評価結果を踏まえ、P D C Aサイクルに基づいて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

これらの改善を踏まえて、各学校は必要に応じて、当該学校の実情に即した学校いじめ防止基本方針の見直し等を行う。

その際には、保護者、地域住民、関係機関の参画を得て、協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定、実行し、その成果を定期的に点検・評価して必要に応じた学校いじめ防止基本方針の改善を行う。

## (2) 学校の組織づくりに向けて

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止対策委員会」を組織する。

「学校いじめ防止対策委員会」の役割は、以下の通りである。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があったときには、緊急会議を開いて、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携をする役割
- 指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、検証を担う役割を負う。

## (3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

### ①いじめを未然に防止する

- ・心の教育の充実を図るために、道徳教育・人権教育・情報モラル教育・体験活動等を実施し、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる取組を、各学校の実態に応じて推進する。

- ・人権を大切にした言語環境整備と自己有用感を高める「わかる授業」や達成感ある活動を工夫する。
  - ・法教育の視点から、いじめ問題を考える取組を推進する。具体的には、被害者の視点からいじめを人権問題と捉え、差別などの不当な扱いについて「人権の保障」を求める具体的な法的知識を身に付けさせるとともに、加害者の視点では、いじめの行為により発生する法的な責任を、実例をもとに学習することなどが考えられる。インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えるかねない行為であることを理解させる取組が必要である。
  - ・児童生徒に対して、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるよう努める。
  - ・学校として特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の児童生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 発達障害を含む、障害のある児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・行事、児童会・生徒会活動、集会等を通して、いじめ防止の意識を高める。
  - ・保護者や地域との連携を図り、学校の取組状況を発信する。

## ②いじめを早期に発見する

- ・児童生徒対象・保護者対象等のアンケート調査を定期的に実施する。
- ・校内いじめ相談体制の整備、スクールカウンセラーの活用を図る。
- ・校内いじめ相談・通報窓口を設置する。
- ・研修等による教職員の資質向上を図る。

## ③いじめの事態解決に向け、対応する

- ・いじめ情報のキャッチ・正確な実態把握を行う。
- 当事者双方、周りの生徒から聞き取り、保護者からの情報等

- ・指導体制を整え、方針を決定する。

「学校いじめ防止対策委員会」を招集、指導のねらい・方針の明確化、教育委員会への報告

- ・児童生徒への指導・支援を行う。

いじめられた児童生徒やいじめた児童生徒への対応、周りで見ていた児童生徒への指導

- ・保護者への状況説明、今後の具体的な方針を伝える。

- ・事後の対応をきめ細かに行う。

些細な変化への対応、継続的に指導や支援、人権意識を育てる学級経営等

- ・いじめの解消について

いじめ事案の解決までは一定の時間を要したり、いじめが再発したりする事例もあることから、拙速な対応ではなく、いじめが発生した集団を長期的な視点で指導することが重要である。

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態については、国基本方針において定められている。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとされていることに留意が必要である。

#### (国基本方針)

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相同期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の時間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

また、いじめをきっかけとして不登校に陥った児童生徒については、いじめの解消に

向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、当該児童生徒への不登校対策の充実に取り組んでいく必要がある。

いじめ事案の解決においては、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたる「傍観者」の指導についても組織的に実施する必要がある。

(学校及び学校の教職員の役割)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、警察その他の関係者との連携を図りつつ、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる環境を整える等、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処するものとする。

2 学校は、いじめへの対応に当たり、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うものとする。

3 学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童等に適切な指導を行うものとする。 (法第8条第1項～第3項)

④関係機関と連携する

- ・市教育委員会に報告し連携する。必要に応じて警察、児童相談所等の相談機関等との連携をとる。

⑤インターネットを通じて行われるいじめへの対応を図る

- ・関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。
- ・情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。
- ・インターネットを使つたいじめは発見しにくく、学校の対応のみでは状況の把握も難しいことから、「ネットいじめ（サイバーいじめ）」発生時には関係児童生徒の保護者と積極的に情報を共有し、連携して問題解決にあたる。

### 第3章 重大事態への対処

#### 1 重大事態の発生と調査

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(法第28条第1項)

### (1) 重大事態の意味

- ・法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ・第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

#### 主なもの

- |                                       |                                      |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="radio"/> 自殺を企図した場合       | <input type="radio"/> 身体に重大な傷害を負った場合 |
| <input type="radio"/> 金品等に重大な被害を被った場合 | <input type="radio"/> 精神性の疾患を発症した場合  |

- ・第2号の「相当の期間」については、国の基本方針を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校又は市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、その時点では「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と思われる状況であったとしても、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。児童生徒又は保護者からの申し立ては学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして迅速に報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態（重大事態のおそれのあるものを含む）を認知した場合の対応

まず、いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、学校は「学校いじめ防止対策委員会」を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。以後、一貫した組織的対応を行う。

次に、当該組織を活用し、情報を整理し、当該の事案が重大事態に当たるか否か判断するが、判断に迷う場合は、公立学校にあってはその設置者である教育委員会に、私立学校にあっては県私立学校担当部署に連絡し、協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合、学校は、以下の方法で、電話等で速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。

**市立学校 → 市教育委員会 → 市長**

※市教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする。（北総教育事務所を経由する。）

### (3) 調査主体等の決定

重大事態への対処は、市教育委員会又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うこととなる。（法第28条第1項）市教育委員会は、当該いじめ事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。その際、調査組織の公平性・中立性の確保が重要である。

なお、当該いじめ事案の被害児童生徒や保護者が当初から学校の対応に不信感を持って

いる場合や、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。この場合でも、学校は被害児童生徒の安全確保や加害児童生徒への対応、調査のための資料の提出等、学校として組織的な対応が求められることは言うまでもなく、「学校いじめ防止対策委員会」を活用した対応を継続することとなる。

#### (4) 調査について

調査に当たっては、県基本方針を踏まえるとともに、国基本方針改定時に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に実施する。また、調査等における資料について、調査を担当する組織自らが収集することも想定されるが、実際にには、学校から提出されるものの検討が大きな比重を占めることになる。その際、学校に都合の悪い内容を隠蔽しないのは当然のことであり、調査が進行する中で、新たに資料を提出し、隠蔽していたのではないかと疑念を持たれるような対応は、避けるべきである。

なお、児童生徒に質問紙調査を実施する場合は、調査により得られたアンケートを、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることから、調査前に、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

#### (5) 拡大委員会の招集

市教育委員会は、「拡大委員会」を招集し、対応策を協議する。

#### (6) 調査結果の提供及び報告

##### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、個人情報保護を拡大解釈し、説明を怠るようなことがあってはならない。

なお、加害者側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとするが伝え方や時期については、被害者側への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との調整を行う。

##### ② 調査結果の報告等

調査結果について、学校は市教育委員会へ、市教育委員会は市長に文書により報告する。また、市教育委員会は、県教育委員会に情報提供する。

#### (7) その他留意事項

##### ① 重大事態が市外で発生している場合

市内在住で市外の学校に通っている児童生徒がいじめの被害となっているなど、重大

事態が市外で起こっている場合に、市は、当該市町村教育委員会あるいは学校の設置者と連絡調整等を行い、迅速かつ適切に対処されるよう努める。

## 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

市教育委員会からの調査報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

### (2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

### (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、関係部署に指示し、迅速に対応する。

## 第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

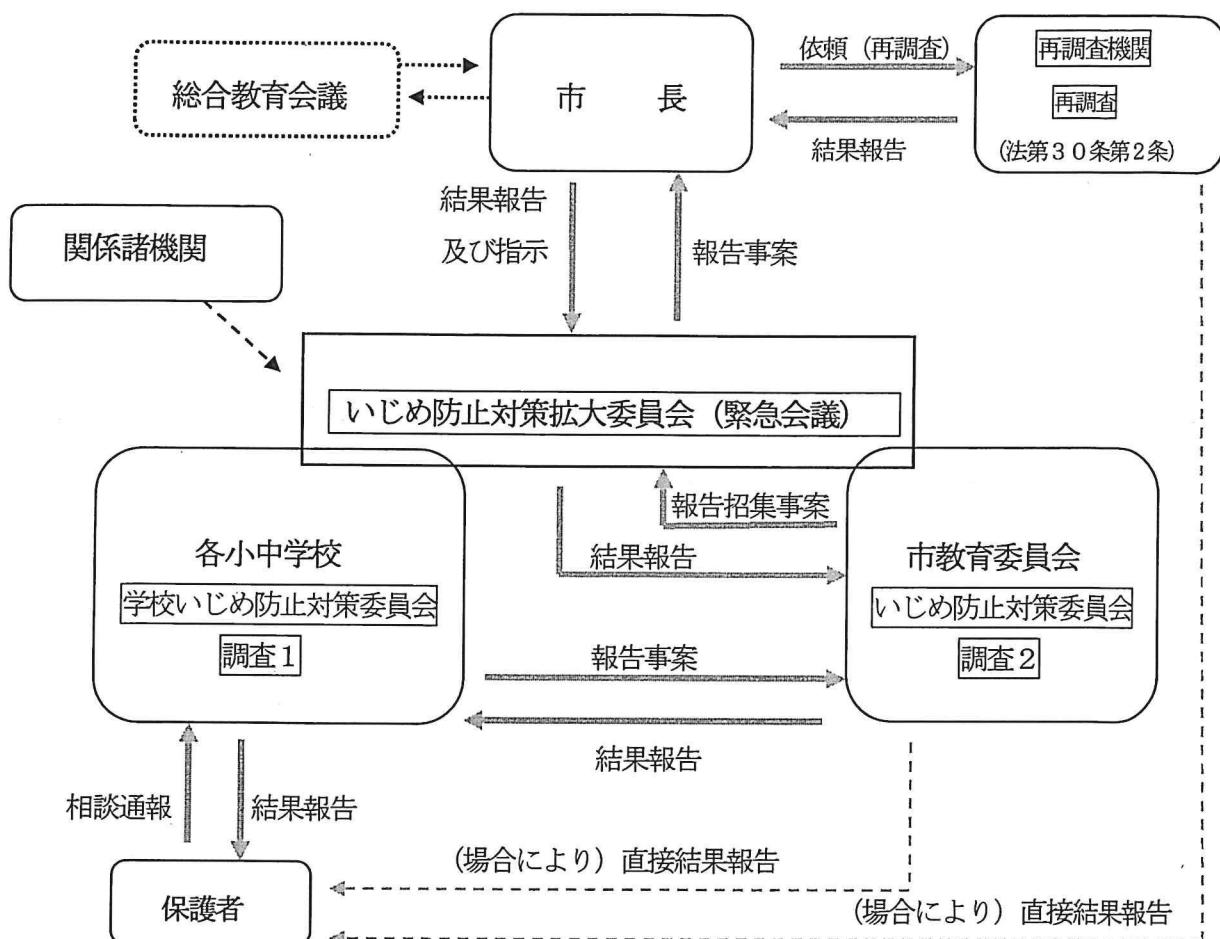
### 1 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、市教育委員会の定める文書の保存に関する規則に従い適切に保存・管理すること。

### 2 教職員の業務の精選について

教職員が、児童生徒と直接かかわる時間を十分確保するすることは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。

從来から行っている方法をそのまま踏襲した非効率的な事務が教職員のより本來的な業務を圧迫することがないよう各学校、市教育委員会は業務を点検し、事務の効率化を図る必要がある。



## いじめ対応の基本的な流れ

- ①保護者 → 学校（学校いじめ防止対策委員会にて調査等対応）→ 解決 → 保護者

②学校（①で対応できない）→ 市教育委員会（対策委員会で調査等対応）→ 解決 → 学校 → 保護者

③市教育委員会（②で対応できない）→ 拡大委員会へ → 調査等対応 → 解決 → 学校 → 保護者

↓                      ↓  
                        市長へ報告

④市長（再調査） → 再調査機関 → 調査結果報告 → 市長 → 拡大委員会